

## 「介護職員等資格取得・研修支援事業」について

町では、町内の介護職に従事する人材の育成・確保と定着の促進を図ることを目的に、その資格取得及び研修受講に係る費用の一部を助成します。

### ★対象となる資格及び研修

- ① 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級相当）
- ② 社会福祉士・介護福祉士
- ③ 介護支援専門員
- ④ その他町長が特に必要と認める研修等



※①介護職員初任者研修は、在宅・施設等を問わず、介護職として働く上で基本となる知識と技術を習得する研修です。また、家族の介護をされる方も、こちらの資格を取得されることをお勧めします。

※④その他町長が認める研修には、「介護職員実務者研修」も含まれます。この研修は、平成25年4月より、ホームヘルパー1級と介護職員基礎研修が一本化され、平成28年度より、介護福祉士国家試験の受験資格として実務経験3年に加え、介護職員実務者研修の修了が義務づけられています。

### ★助成対象者

陸別町内に住所を有し、町税等を滞納していない方で、上記の資格試験に合格または研修を修了した方

### ★対象経費

- 受験料・・・実費
- 受講料・・・実費
- 教材費・・・実費（ただし、試験研修等の受講に必要な教材に限る。）
- 交通費・・・公共交通機関の運賃の実費（※特例あり）
- 宿泊費・・・実費（上限 11,500円）

### ★助成額

対象経費の3分の1を助成する。（ただし、10万円を限度とする。）

※申請方法や、ここに記載のほか助成対象者が務めるべき事項などがありますので、まずは保健福祉センターにお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 陸別町保健福祉センター 介護保険担当 TEL 27-8001